

専門医制度の実施に伴う地域医療の確保に関する意見

奈良県知事
荒井正吾

専門医制度の施行にあたっては、本検討会において地域医療の確保の観点から検討が行われ、各都道府県の協議会で、地域医療確保の観点からの協議を行う仕組みが構築されました。

この間、都道府県協議会においては、専門医機構から提供された研修プログラム等の審査などの協議が行われましたが、協議に当たって、次のような大きな課題がみられました。

- 専門医機構からの情報提供の遅れや不足があり、都道府県協議会における十分な協議が困難であった。
- 総合診療科のプログラム審査基準が不透明なため混乱が生じたほか、地域医療に重要な役割を果たす総合診療専門医の養成・確保への悪影響が懸念される。
- 都道府県協議会の権限が明確でなく、県外の基幹施設との協議ができなかった。

また、協議の結果、これらの課題に加え、研修プログラムの内容等も含めて、約3分の2の都道府県から専門医機構に修正意見が提出されました。例えば、地域医療従事者や女性医師への配慮に関して、各学会のカリキュラム制の具体的な仕組みを明らかにすべきであることなど、重要な意見が提出されましたが、専門医機構は「今後できるものから対応する」とのことであり、どのような対応がなされるのか未だ明らかになっておりません。

さらに、今後の課題として、都市部の都府県に設けられた定員設定の結果の検証とともに、実際の医師の配置が地域医療に及ぼす影響を都道府県協議会が継続してモニタリングできる仕組みの構築が必要です。

平成30年度からスタートする専門医制度の専攻医募集は既に始まっており、施行までの期間は限られております。当面、こうした課題へどのような対応がなされるのか、本検討会において、専門医機構をはじめ関係者に、早急に確認するよう望みます。

本年度は、情報提供の遅れや情報内容の不足とともに、都道府県協議会の役割が学会等に十分理解されなかった例もあり、都道府県協議会に期待される役割が十分発揮できなかった感があります。

次年度以降に向けては、都道府県協議会の法制化など、協議の実効性の確保のための検討をお願いいたします。

平成29年10月20日